

平成30年3月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

都道府県分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	愛媛県 高知県	地方交付税総額の確保	地方団体の財政状況を十分に把握し、住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供するとともに、地方の喫緊の課題に対応するために必要な地方交付税の総額を適切に確保すること。	採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。
2	(法)	北海道 宮城県 山形県 栃木県 千葉県 山口県 福岡県 長崎県	交付税率の引上げによる地方交付税総額の確保	地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、「経済・財政再生計画」を踏まえ、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保すること。特に、社会保障の充実を図る場合にあっては、その他地方負担額を適切に地方財政計画に計上すること。交付税率の引上げ等により、臨時財政対策債の抑制を図ること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
3	(法)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	交付税率の引上げ等による地方交付税総額の確保	地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財政調整機能が適切に発揮されるよう対処すること。 また地方交付税が地方共有の固有財源であることを勘案し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行するとともに、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、交付税率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図ること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 地方の固有財源である地方交付税の性格の明確化の観点から、「地方共有税」についても引き続き地方公共団体から意見を伺ってまいりたい。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]
 [総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	福島県	交付税率の引上げ等による 地方交付税総額の確保	<p>極めて厳しい経済状況の中、今後 も社会保障関係経費の増加や地方創 生の推進への対応等地方負担の増加 が見込まれることから、必要な地方 交付税総額を確保すること。</p> <p>併せて、本県の基金は切れ目ない 復興事業の推進に加え、将来の突発 的な財政需要に対応するために積み 立てているものであり、基金残高の 増嵩のみに着目した地方交付税の削 減は行わないこと。</p> <p>地方交付税の財源については、地 方交付税法第6条の3第2項の趣旨 に鑑み交付税率の引上げを含めた適 切な措置を講ずることにより、确实 に確保すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障 関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、 前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資 をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政 対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>なお、地方交付税等については、地方の基金残高の増加は影響していない。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えて いることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額 の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
5	(法)	鳥取県 島根県	交付税率の引上げ、歳出特 別枠の維持による地方交付 税総額の確保	<p>地方の財政需要に応じた地方交付 税交付税率の引上げや歳出特別枠の 維持により、必要な地方交付税総額 を確保すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障 関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、 前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資 をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政 対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えて いることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額 の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費 や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上 で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとし た。</p>

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]
 [総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	青森県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	<p>平成30年度の地方交付税については、「歳出特別枠」を実質的に維持するとともに、地方創生と人口減少の克服及び増加する社会保障関係経費などに係る財政需要を的確に反映するなど、地方団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること。</p> <p>財政力の低い団体ほど地方交付税への依存度が高いことから、地方団体間の格差が拡大しないよう、地方交付税総額を増額するなどし、地方交付税本来の役割である財源調整機能及び財源保障機能を適切に発揮・強化すること。</p> <p>財源不足の補てんを臨時財政対策債に依存することのないよう、必要な原資の確保を原則として、交付税率の引上げ等の必要な対応を講じること。</p> <p>地方公共団体における基金残高の全国総額の増加を理由とした地方交付税総額の削減は行わないこと。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>なお、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。</p>

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]
 [総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(法)	長野県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	<p>地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方の財政需要を的確に積み上げ、地方交付税総額の復元・充実をすること。</p> <p>常態化している地方財政の財源不足に対しては、地方交付税法第6条の3に則り交付税率を引き上げ、抜本的に解決すること。</p> <p>平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充や歳出特別枠を重点課題へ振り替える対応等を含め実質的に一般財源総額を確保すること。</p> <p>なお、トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方の意見を十分に踏まえた上で検討を進めること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。</p> <p>トップランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。また、トップランナー方式による経費の減額分については、地方団体の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体に還元することとしている。今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたい。</p>

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分 ・ 市町村分]
 [総括 ・ 需要 ・ 収入]
 [総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(法)	富山県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	<p>地方財政計画に緊急度の高い地方財政需要を積み上げ、それに対応した交付税総額を確保すること。</p> <p>社会保障の充実など国制度の創設・改正等に伴う地方歳出の増加分は確実に地方財政計画に計上するとともに交付税措置すること。</p> <p>極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の交付税率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うこと。</p> <p>歳出特別枠を見直すのであれば、経費を通常の歳出に計上し、歳出特別枠を実質的に維持すること。</p> <p>いわゆるトップランナー方式の拡大に際しては、財源保障機能が損なわれないよう、地域の実情に配慮した合理的なものとされたい。なお、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生事業」（1兆円）を拡充・継続すること。</p> <p>偏在是正財源に見合う歳出を地方財政計画に計上すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。</p> <p>トップランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。また、トップランナー方式による経費の減額分については、地方団体の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体に還元することとしている。今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたい。</p> <p>地方法人課税の偏在是正効果を財源としたまち・ひと・しごと創生事業費については、先述したとおり、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成30年度においても、引き続き1兆円を確保した。</p>

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]
 [総合的事項]

総合的事項

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(法)	広島県	交付税率の引上げ、臨時財政対策債償還費等の別枠確保による地方交付税総額の確保	交付税率の引上げによる地方交付税総額を確保すること。 臨時財政対策債等の地方債の元利償還金について、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう確実に財源の確保を行うこと。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費、臨時財政対策債の償還金等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。
10	(法)	茨城県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持、臨時財政対策債償還費財源の別枠確保による地方交付税総額の確保	安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。 地域経済の動向等を踏まえた歳出特別枠を維持すること。 臨時財政対策債によらない交付税率の引上げ等の対応と臨時財政対策債償還財源の別枠確保を行うこと。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保(1,950億円)した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。 臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]
 [総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(法)	石川県	歳出特別枠の維持等による 地方交付税総額の確保	地域経済の動向等を十分に踏まえ、地域経済の活性化や雇用・就業促進のため地方団体が地域の実情に沿った対応が可能となるよう歳出特別枠を維持するとともに、地方単独事業を含め、高齢化の進展等に伴い増嵩する地方の社会保障関係経費の財源や臨時財政対策債の償還財源などを地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費、臨時財政対策債の償還金等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 また、歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。
12	(法)	岐阜県	基金積立残高の増加を理由 とした交付税の抑制への反対	地方交付税は地方の固有財源である。単に地方全体の積立基金が増加している事実のみをもって地方交付税総額を削減することは断じて行わないこと。	採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 なお、地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない。
13	(法)	鳥取県 島根県	歳出特別枠の実質的確保及 び算定方法の継続	歳出特別枠の規模を維持するとともに、算定方法を継続すること。	一部採用する。 歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。
14	(法)	愛媛県	歳出特別枠の実質的確保	歳出特別枠の規模を実質的に維持すること。	採用する。 歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]
[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(法)	長崎県	歳出特別枠の維持・拡充	アベノミクスに伴う景気回復の恩恵が及びにくい地方の状況を踏まえ、地方財政計画における経済活性化施策としての歳出特別枠を維持・拡充させること。	以下の理由により採用しない。 歳出特別枠については、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業の増に対応した歳出を確保（1,950億円）した上で、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、廃止することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(法)	北海道 鳥取県 島根県 高知県 鹿児島県	留保財源率の見直し	地方税源の偏在による財政力格差の是正を図るため、基準税率の引上げによる留保財源の縮小を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(法)	鳥取県 島根県	トップランナー方式の 算定・導入に当たって の配慮	トップランナー方式の算定について、スケールメリットが働かない地方部に配慮すること。 図書館などの教育機関については、今後導入を進めることがないよう慎重に検討を行うこと。	採用する。 トップランナー方式の算定に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映することとしている。 なお、人口規模に応じたコスト差を反映する段階補正は、トップランナー方式が一部導入されている包括算定経費等において引き続き適用していくこととしているが、今後も各団体における実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう適切に検討してまいりたい。 また、図書館、博物館、公民館、児童館等管理については、業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(法)	京都府	一般行政職員給与費の 引上げ	一般行政職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[警察費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	警察官給与費の引上げ	警察官の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(法)	大阪府	河川維持管理経費の適切な算入	河川維持管理経費について、実態に即して適切に算入すること。	採用する。 河川維持管理経費については、平成30年度の単位費用を引き上げ、一定の充実を図った。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[港湾費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	(法)	富山県	国有港湾施設における点検業務により増加する維持管理費の適切な算入	国有港湾施設における点検業務の実施により増加する維持管理費を適切に算入すること。	採用する。 港湾施設に係る維持管理費については、平成30年度の単位費用において、実態調査を踏まえ、点検業務等に係る委託費を増額することとしている。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(法)	宮城県 栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 長崎県	教職員給与費の引上げ (小学校費、中学校 費、高等学校費、特別 支援学校費)	教職員の交付税算定上の給料単価 を、地方財政計画上の給料単価に引 き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入 されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(法)	愛知県 長崎県	スクールバス運行経費 の適切な算入	特別支援学校のスクールバス運行 経費について、地方団体の実態を踏 まえ、適切に算入すること。	採用する。 スクールバス運行に係る経費については、バス運行コースの増加等により経費が 増加している実態を踏まえ、措置を拡充することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(法)	茨城県	消費税増税に係る社会保障関係費（地方単独事業分）の適切な算入	消費税増税に伴う社会保障・税の一体改革の趣旨に沿って、所要の社会保障関係費（特に地方単独事業である医療費助成事業）を適切に算入すること。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成30年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。
25	(法)	京都府	消費税・地方消費税引上げ分の適切な基準財政需要額への算入	消費税・地方消費税の引上げに伴い、増収分を充てるとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担、社会保障4分野に則った範囲の地方単独事業については、その全額を基準財政需要額に適切に算入すること。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成30年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入している。
26	(法)	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適切な算入	消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る経費について、補正係数を新設すること等により各地方公共団体の財政需要を適切に算入すること。	一部採用する。 平成30年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 これらの充実分等の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
27	(法)	京都府 大阪府	社会保障関係経費の適切な算入	後期高齢者医療制度や国民健康保険制度、障がい者自立支援制度に係る経費については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう適切に算入すること。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(法)	岩手県 栃木県 千葉県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 鹿児島県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、障害者医療費助成について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(法)	京都府	住宅宿泊事業法の施行に伴う経費の基準財政需要額への算入	住宅宿泊事業法の施行に伴う住宅宿泊事業者の届出や事業者の監督等に係る事務に要する経費を基準財政需要額へ算入すること。	採用する。 住宅宿泊事業法の施行に伴う指導監督等の事務に要する経費については、平成30年度から、衛生費において単位費用措置することとしている。
30	(法)	岩手県 茨城県 千葉県 大阪府	県立病院会計に対する繰出金等に係る経費の算定額の拡充	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準と乖離していることから、単位費用及び補正係数に係る算定額を拡充すること。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。平成30年度においても、平成29年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(法)	北海道	軽費老人ホームに係る経費の適切な算入	軽費老人ホームに係る補助単価は在所者数及び施設数に基づくものであるが、現行では65歳以上人口で需要額が算定されていることから、実情に合わせた財源措置に拡充すること。	採用する。 軽費老人ホーム利用料減免補助事業に係る経費については、普通交付税において適切に単位費用に算入した上で、その措置額の不足分の8割を特別交付税により措置している。
32	(法)	北海道 山口県 高知県 大分県 鹿児島県	後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る密度補正の新設	後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る所要額が適切に捕捉されるよう、給付実績額を反映した密度補正を新設すること。	一部採用する。 後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入している。 しかしながら、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における軽減実績額を採用することは適当ではない。
33	(法)	石川県 愛媛県 佐賀県 長崎県	療養給付費に係る密度補正の新設	後期高齢者医療給付費負担金に係る所要額が適切に捕捉されるよう、給付実績額を反映した密度補正を新設すること。	一部採用する。 後期高齢者医療給付費負担金に係る地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入している。 しかしながら、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	(法)	富山県	主要農作物の種子生産に係る経費に対する単位費用措置の継続	主要農作物の種子生産に係る経費に対する単位費用措置を継続すること。	採用する。 主要農作物種子法に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、当該事務に要する経費について、平成30年度においても単位費用措置することとしている。
35	(法)	宮崎県	種別補正の新設	農業行政費に畜産行政に係る財政需要額を適切に反映させるため、種別補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、農林業センサスで把握できる「農家数」を指標として算定しており、新たな補正を設けることについては、算定の簡素化にも配慮しながら、引き続き検討していく。
36	(法)	鹿児島県	GAP（農業生産工程管理）指導等にあたる職員に係る給与費の適切な算入	農家等へのGAP指導等に当たる職員に要する給与費を適切に算入すること。	採用する。 GAP指導等については、普及指導員の行う事務の一つであり、普及指導員に係る給与費については、標準的な経費を単位費用で措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(法)	北海道	森林吸収源対策等の推進に係る経費の算定額の拡充	森林吸収源対策等の推進に係る経費について、森林整備やCLTの活用促進等に係る都道府県の果たす役割に鑑み、算定額を拡充すること。	一部採用する。 「森林吸収源対策等の推進」については、平成30年度地方財政計画において、平成29年度に引き続き500億円を計上し、地方交付税においても平成29年度と同様の措置を講じることとしている。 今後も、森林吸収源対策に係る検討状況等も踏まえつつ、適切に対応していく。
38	(法)	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に算入すること。	採用する。 有害鳥獣対策に要する経費については、その実情を踏まえ単位費用を措置している。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[水産行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
39	(法)	鳥取県	漁業者確保対策に要する経費の適切な算入	漁業者確保対策に要する経費について、基準財政需要額に適切に算入すること。	採用する。 漁業者確保対策に要する経費については、漁業振興費の農山漁村地域活性化対策事業において、新規就業等の奨励や後継者の研修等に要する経費を適切に算入している。
40	(省)	高知県	数値急減補正の新設	数値急減補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 測定単位の数値減少による基準財政需要額の影響額が小さいこと等から、新たな補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[商工行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	(法)	沖縄県	観光に係る経費の費目の振替え	観光に係る経費は、臨時費目である地域の元気創造事業費で措置されているが、今後さらに訪日外国人観光客が増えることが想定されることから、臨時費目ではなく、通常の費目に振り替えること。	一部採用する。 観光に係る経費については、商工行政費の観光及び物産振興費において算入しているところであり、今後も決算の状況等実態を勘案し、算定していく。 なお、地域の元気創造事業費については、地方団体が地域の実情に応じて自主的・自発的に地方創生に取り組むための財政需要を算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
42	(法)	神奈川県 岐阜県	まち・ひと・しごと創 生事業費の維持・拡充	まち・ひと・しごと創生事業費を 維持・拡充すること。	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成30年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。
43	(法)	愛媛県	まち・ひと・しごと創 生事業費の拡充	まち・ひと・しごと創生事業費を 拡充すること。	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成30年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
44	(法)	北海道	面積と相関度が高い経費の適切な算入 (防災対策や市町村連絡調整費等の包括算定経費(面積)への移行)	現行では包括算定経費(人口)で算定されている、防災対策や市町村連絡調整費など面積と相関度が高いと思われる経費を包括算定経費(面積)に移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 防災対策や市町村連絡調整費等については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。
45	(法)	岩手県	面積と相関度が高い経費の適切な算入 (総合事務所費や職員費等の包括算定経費(面積)への移行)	現行では包括算定経費(人口)で算定されている、総合事務所費や職員費の一部など面積と相関度が高いと思われる経費を包括算定経費(面積)に移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 総合事務所費や職員費等については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。
46	(法)	群馬県	包括算定経費の適切な算入及び総額の確保	包括算定経費について、H27年度からH29年度にかけて、対前年度の減額が大きくなっているため、地方負担の実態を踏まえ、適切に算入するとともに、減額を行わず、総額を確保すること。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、維持補修費の増や経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
47	(法)	神奈川県	包括算定経費の適切な算入及び予見可能性の確保	近年、包括算定経費の単位費用が毎年減額されているが、積算根拠について、減額の詳細を明らかにして予見可能性を確保するとともに、減額を行わないこと。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、維持補修費の増や経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っている。
48	(法)	香川県	包括算定経費の適切な算入	包括算定経費（人口）の単位費用については、29年度は職員数の見直し、トップランナー方式の導入による減少以上に減少しているため、30年度においては適切に算入し、大幅な減額を行わないこと。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野を算定している包括算定経費については、維持補修費の増や経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算しており、その結果、包括算定経費の算入額は減少している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
49	(法)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し、地方交付税総額の確保	平成30年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施すること。 また、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。
50	(法)	長野県 岐阜県	臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営	臨時財政対策債については、交付税率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方が安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立すること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
51	(法)	静岡県	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し、臨時財政対策債の廃止	地方財源不足の解消は、地方交付税の交付税率等の引上げを含めた抜本的な見直しによって対応し、臨時財政対策債を廃止すること。	一部採用する。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
52	(法)	鳥取県 島根県	臨時財政対策債償還費の別枠確保、地方交付税総額の確保	臨時財政対策債償還費が増嵩していることを踏まえ、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、償還財源を別枠で措置すること。その上で、必要な地方交付税の総額を確保すること。	一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 平成30年度においては、一般財源総額について子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保し、精算減（平成28年度国税決算分）の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16.0兆円を確保した。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
53	(法)	愛媛県	臨時財政対策債償還費 の別枠確保、地方交付 税総額の確保	臨時財政対策債への振替制度を抜 本的に見直すとともに、既往の臨時 財政対策債の元利償還金は、その全 額を地方特例交付金など地方交付税 や臨時財政対策債と別に「真水」で 措置すること。	一部採用する。 交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えて いることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額 の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一 般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元 利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利 償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[特例加算]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
54	(法)	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外すること。	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、非課税措置による減収は生じるものの、都区合算後の財源超過額が多額であることに鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
55	(法)	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度による減収となる所得税相当分の補填措置の導入	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の100%補填措置を導入すること。	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
56	(法)	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補填 債制度の導入	不動産取得税について、精算制度 及び減収補填債制度を導入するこ と。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いと しているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい 乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することがで きるものとされている。 不動産取得税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算 定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
57	(法)	茨城県	地方消費税における精算制度及び減収補填債制度の導入	地方消費税について、精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。